

## 城陽市都市計画マスタープラン改定等業務委託 募集要領

### 1. 本市の状況、公募型プロポーザル方式を採用する理由

現在、城陽市は新名神高速道路開通のインパクトを最大限に活かしたまちづくりとして、東部丘陵地において京都府内初となるアウトレットモールの立地や、日本初となる完全自動運転等の新物流システムに対応した高速道路直結の基幹物流施設を中心とした次世代型物流拠点整備など新たな産業誘導の取組を進めており、東部丘陵地中間エリアの土地利用についても具体化に向けた検討を行うなど、新たなまちが創られている状況にある。一方で昭和30年代後半からの住宅需要に伴い住宅都市として発展してきた既存市街地においては、少子高齢化や人口減少の進展による空き家問題・交通弱者問題などが顕在化してきており、既存市街地における問題解消、再整備に取り組む必要が出てきている。

城陽市のように約130haの広大な新市街地の整備と既存市街地の再整備を同時に進めている自治体は他に例が少なく、新名神高速道路開通のインパクトを活かした企業誘致、地場産業・観光の振興による地域経済・産業の活性化と雇用の確保、交流人口の増加とその定住化、さらには既存市街地における問題解消が求められる中、10年、15年先を見据えたまちづくりの推進の根幹を担う都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定については、各種将来予測、統計情報及び都市計画に関する専門的な知見、本市地区特性を踏まえた独創的で先駆的な提案や、計画の実行性、周知性が高い仕組みづくりが必要であることから、公募型プロポーザル方式により契約の候補者を選定することとする。

### 2. 事業の目的

本事業は、都市計画法第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針「城陽市都市計画マスタープラン」の改定と、都市再生特別措置法第81条に基づく「城陽市立地適正化計画」の新規策定を行うための業務を委託するものである。

なお、委託期間は令和6年度、7年度の2ヶ年とする。(印刷製本業務含む)

### 3. 業務概要

- (1) 業務名 : 城陽市都市計画マスタープラン改定等業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 : 契約日から令和8年3月31日
- (4) 委託上限額 : 31,041,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※本業務は令和6年度末に中間検査、令和7年度の業務期間内に完了検査を行い、委託料の支払いは各年度予算額の範囲内で行うものとする。

### 4. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (8) 受託者は、事業期間中、当該法人又は個人と直接かつ恒常的な雇用関係にあり次の条件を満たす技術者を管理技術者、照査技術者、担当技術者として配置すること。
  - ア 管理技術者及び照査技術者  
技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、管理技術者が照査技術者を兼務することはできない。
  - イ 担当技術者  
技術士（都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、照査技術者が担当技術者を兼務することはできない。

## 5. 参加手続

### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市都市整備部都市政策課

電話 0774-56-4066 FAX 0774-56-3999

メールアドレス toshiseisaku@city.joyo.lg.jp

### (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和6年4月12日～令和6年5月22日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時～午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、本市ホームページからダウンロードできる。

### (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年4月12日～令和6年5月22日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時～午後5時まで)

又は郵送(一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による)。

## 6. 質疑・回答

(1) 受付期間：令和6年4月19日午後5時必着

(2) 質疑方法：電子メールにより、5.(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「城陽市都市計画マスタープラン改定等業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日：令和6年4月26日

(5) 回答方法：質疑への回答は電子メールにて書面により回答する。

## 7. 応募書類

### (1) 提出書類

ア 参加表明書：(別紙様式)

イ 企画提案書：(任意様式)

ウ 価格提案書(見積書)：(任意様式)

(※消費税額及び地方消費税額を除いた額を記載すること)

- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（※未納の税額がないことの証明）
- オ 技術者の選任届
- カ 技術者の資格者証の写し
- キ 同種業務実績調書（技術者、法人ごとに過去3年分）：（任意様式）

(2) 提出部数

- (1) ア、エ、オ、カ、キ・・・・・・・・1部
- (1) イ、ウ・・・・・・・・正1部、副8部

(3) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は城陽市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 8. 評価方法等

(1) 評価項目および配点

別紙審査要領のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者は提出した企画提案書及び価格提案書についてプレゼンテーションを実施し、審査委員からのヒアリングを受ける。なお、プレゼンテーションは参加者が事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、時間は1提案者につき20分程度（提案内容の説明15分、質疑応答5分程度を想定）とする。また、追加資料については、評価の対象とならない。（プレゼンテーション及びヒアリング実施日時・場所等の詳細については、別途通知する。）

(3) 評価方法

参加者から提出された企画提案書及び価格提案書について、別紙「審査要領」に基づいて審査委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

#### (4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、評価が一定の水準に達しない場合は、候補者として選定しない。

#### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が本募集要領3.(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 9. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の別を通知する。

### 10. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と城陽市との間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約の手続きを行う。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

### 11. その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 応募書類を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 応募書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

- (6) 応募書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。